

# 業務仕様書

## 第1 業務名

令和6年度「美食王国もりおか」愛着醸成イベント等実施業務

## 第2 業務の目的

「美食王国もりおか」に関する持続可能なコミュニティの形成を目指すため、学生や児童、子育て世帯を対象とした企画やイベントを実施し、本市の食と農を応援する機運や愛着を醸成することを目的とする。

なお、本業務は、農家所得の向上や食関連産業の活性化を目指すことを目的に平成29年度に策定した「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略（令和2年3月一部改定）」に基づき実施するものであり、特に同推進戦略の次のアクションプランに係る業務となることを念頭に置くこと。

### 【アクションプラン】

- A 食と農をきっかけにした盛岡産農畜産物の魅力発信
- C 「盛岡産」の魅力を発信する盛岡市民向けイベントの開催
- D 「盛岡産」を継承し続けるための啓発活動

## 第3 契約上限金額

4,834,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、別途、受注者が広告収入や協賛等を徴収し、当該業務経費に充てることのできることをとする。

## 第4 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 第5 委託業務内容

### 1 目標指標等の設定

本業務の目的の達成に向けて、令和6年度から令和8年度の3年度の期間を対象とした、中期的な目標指標及び年度ごとの目標指標を設定すること。

### 2 学生・児童等を主体とした企画の実施

次の各号に掲げる事項を踏まえて、学生や児童が盛岡産農畜産物を学び、愛着を持つきっかけとなるような企画を実施すること。

なお、取組に広がりを持たせるため、可能な限り、複数校が参加できる企画とすること。

(1) ターゲット

学生・児童等（以下「学生等」とする。）

(2) 開催回数

複数種類の企画を実施すること。

(3) 内容

ア 学生等が主体となる企画を実施すること。

イ 学生等が盛岡市の特性や盛岡産農畜産物の魅力を学ぶ機会を設けること。

ウ 企画では盛岡産農畜産物をテーマ食材として設定すること。

エ 開催時期は、テーマ食材が旬を迎える時期に可能な限り近づけること。

オ 学生等が企画に取り組んだ成果や学んだ成果を披露する機会を設け、市民への啓発につなげること。

3 子育て世代向けの愛着醸成イベントの開催

次の各号に掲げる事項を踏まえて、市内の集客施設を会場に、盛岡の食と農の魅力を発信し愛着醸成につながるイベントを開催すること。

(1) ターゲット

子育て世帯

(2) 開催回数

複数回開催すること。そのうち、少なくとも1回では、盛岡産農畜産物及びそれらを使用した加工品等を購入できる場を設けること。

(3) 内容

ア 盛岡の食と農に対する理解促進を図る体験プログラムを含むこと。農業と食関連産業の連携を軸に他産業との融合によるコンテンツも可とする。

イ 子どもの学びや保護者の行動変容につなげるため、盛岡市の食と農の学びにつながるツールや教材を作成し、活用すること。

ウ 盛岡産農畜産物及びそれらを使用した加工品等を購入できる場を設ける際は、盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業活用商品及び盛岡りんごに関する商品を積極的に使用すること。

4 本業務実施にあたっての留意事項

本業務を実施するにあたり、次の事項に留意すること。

(1) 「美食王国もりおか」のロゴマークを積極的に使用すること。

(2) 委託業務を効果的に実施するに当たり、チラシやリーフレット等の制作が必要である場合は、制作物の概要や必要部数、経費等を事前に見積もること。なお、受託後に、受注者との協議により見直すことができるものとする。

(3) 事業に係る周知は、開催日又は募集開始の1カ月以上前に周知を開始すること。

なお、周知に当たって、一般向けの催事の周知及び参加者の募集は盛岡市公式LINEを使用することができる。

(4) 企画実施後に参加者に対してアンケート等を行い、事業全体及び事業協力者等へのフィードバックを行うこと。

(5) 企画実施後は、「美食王国もりおか」ウェブサイト上にイベントレポートを掲載すること。

(6) 公式インスタグラムへの投稿も活用すること。

(7) 本業務で実施する企画等については、事前事後だけでなく、企画実施日に向けて機運醸成を図ることを心掛け適宜情報発信を「美食王国もりおか」ウェブサイト又はインスタグラム等を活用して行うこと。

## 5 その他

### (1) 定例報告

委託業務を円滑に実施するため、毎月1回程度、発注者と定例会議を行い、業務の進捗報告を行うこと。ただし、特に業務上支障がないと発注者が認める場合は、書面での定例報告を行うこととする。また、発注者が求めるとき又は業務上の必要があるときは、定例会議によらず業務報告を行うこと。

### (2) 追加提案等

本業務の目的に沿っており、かつ、事業成果の向上に資するものであれば、予算の範囲内において、上記1から3までに記載された項目以外の追加提案又は代替提案を認めるものとする。

## 第6 再委託等の制限

1 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、可能な限り、盛岡市内に本店又は支店（事業所）を有する事業者を活用するものとする。その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。

3 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

## 第7 要望等の処理

1 受注者は、要望、意見及び苦情等（以下「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、すみやかに、発注者に報告すること。

2 発注者は、前項により受注者が受け付けた要望等及び発注者が直接受け付けた要望等の内

容及び対応状況について、必要に応じて広く市民に公表するものとする。

## 第8 権利の帰属

本業務により受注者が制作したデータやイラスト等の意匠権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

## 第9 その他

- 1 委託業務の実施に当たって、第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受注者の責任において著作権処理等を行うものとする。
- 2 委託業務において必要となる発注者が所有する資料等については、無償で受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者から貸与された資料等の取扱いについて、善良な管理者としての注意を払わなければならない。また、業務が終了したとき又は合理的な理由により発注者が返却を求めたときには、貸与された資料等を速やかに発注者に返却することとする。
- 3 本バリューアップ推進事業に係る他の委託業務の受注者との連携を密にし、事業成果の相乗効果を高めるように努めなければならない。
- 4 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者（管理者）が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- 5 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。

## 第10 成果品

- 1 事業実績報告書（中間報告／最終報告） 各1部
- 2 業務において収集する参加者等アンケート等の集計結果報告書 1部
- 3 業務において作成するチラシ、パンフレット等 一式
- 4 その他本市が必要と判断した資料等
- 5 上記の電子データ 一式

データ形式は、原則として、PDF、マイクロソフト社のワード、エクセル及びパワーポイント等で、発注者が利用可能なものとする。これらによることが難しい場合は、別途発注者と協議すること。